平成２８年（フ）第２０６号
長崎県長崎市多以良町2110番地59
債務者　小川内静香
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
長崎県長崎市田中町848番地３　ハウスオーシャンビューＢ107
債務者　江窪　竜彦
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
長崎県長崎市田中町848番地３　ハウスオーシャンビューＢ107
債務者　江窪　由紀
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７６号
大分市大字奥田665番地の２（さつき荘102）
債務者　山本衣佐美
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０４号
大分県別府市大字鉄輪240番地の１（新博多内）
債務者　浜口　敬一
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８９号
北海道小樽市幸４丁目18番１号、前住所北海道小樽市幸４丁目17番３号
債務者　瀧本　智夫
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第４９号
宮城県柴田郡大河原町字高砂町８番地10　８号棟
債務者　浅野　辰聡
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１１０号
秋田市広面字谷地田41番地11
債務者　斎藤　麻紀
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４４号
秋田市土崎港北７丁目３番14号　ファーストシティ港北101、前住所秋田市八橋本町４丁目５番44号
債務者　伊藤　政雄
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７号
秋田県大館市比内町扇田字新長岡95番地６
債務者　三浦　幸男
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第２８２号
新潟市東区船江町１丁目22番17号
債務者　安達　博喜
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１１号
新潟市中央区窪田町６丁目327番地９
債務者　川瀬　大輔
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１３号
新潟市秋葉区山谷町１丁目２番31号
債務者　中村　キイ
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２３号
新潟市東区河渡本町21番７号　ロマニーヒルズ102号
債務者　川崎　和子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２４号
新潟市東区船江町１丁目47番24号　プルメリアⅢ203号
債務者　今井　　功
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７４号
石川県加賀市柴山町３の261番地、従前の住所石川県白山市成町74番地
債務者　東野　有里
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第７３号
長野県諏訪郡下諏訪町4506番地１　フレグランスりんごの木Ｃ202号室
債務者　金本　　健
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部